（期限を守らない場合の措置・法第三百十六条の十六等）

**第二百十七条の二十五**　裁判所は、公判前整理手続において法第三百十六条の十六第二項（法第三百十六条の二十一第五項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項（法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の二十一第四項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合において、当該期限までに、意見若しくは主張が明らかにされず、又は証拠調べの請求がされない場合においても、公判の審理を開始するのを相当と認めるときは、公判前整理手続を終了することができる。

（証人等の氏名及び住居の開示に関する措置に係る準用規定・法第三百十六条の二十三）

**第二百十七条の二十六**　［略］

（証拠不開示の理由の告知・法第三百十六条の十五等）

**第二百十七条の二十七**　検察官は、法第三百十六条の十五第一項若しくは第二項（これらの規定を法第三百十六条の二十一第五項において準用する場合を含む。）又は第三百十六条の二十第一項（法第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定により被告人又は弁護人から開示の請求があつた証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならない。

（証拠開示に関する裁定の請求の方式・法第三百十六条の二十五等）

**第二百十七条の二十八**　［略］

２　前項の請求をした者は、速やかに、相手方又はその弁護人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。ただし、被告人に対する第一号に定める電磁的記録の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。

一　前項の請求を第六十五条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　前項の請求を書面によりした場合　当該書面の謄本

［３　略］

（証拠標目一覧表の記載事項等・法第三百十六条の二十七）

**第二百十七条の二十九**　法第三百十六条の二十七第二項の一覧表には、証拠ごとに、その種類、供述者又は作成者及び作成年月日のほか、同条第一項の規定により証拠の提示を命ずるかどうかの判断のために必要と認める事項を記載し、又は記録しなければならない。

（準用規定）

**第二百十七条の三十**　期日間整理手続については、前款（第二百十七条の二十を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十三までの見出し、第二百十七条の十五（見出しを含む。）、第二百十七条の十六から第二百十七条の十九までの見出し、第二百十七条の二十一第一項、第二百十七条の二十二の見出し、第二百十七条の二十三（見出しを含む。）、第二百十七条の二十四の見出し、第二百十七条の二十五（見出しを含む。）、第二百十七条の二十六の見出し、第二百十七条の二十七（見出しを含む。）、第二百十七条の二十八の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十

（期限を守らない場合の措置・法第三百十六条の十六等）

**第二百十七条の二十四**　裁判所は、公判前整理手続において法第三百十六条の十六第二項（法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項（法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の二十一第三項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合において、当該期限までに、意見若しくは主張が明らかにされず、又は証拠調べの請求がされない場合においても、公判の審理を開始するのを相当と認めるときは、公判前整理手続を終了することができる。

（証人等の氏名及び住居の開示に関する措置に係る準用規定・法第三百十六条の二十三）

**第二百十七条の二十五**　［同上］

（証拠不開示の理由の告知・法第三百十六条の十五等）

**第二百十七条の二十六**　検察官は、法第三百十六条の十五第一項若しくは第二項（法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）又は第三百十六条の二十第一項（法第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定により被告人又は弁護人から開示の請求があつた証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならない。

（証拠開示に関する裁定の請求の方式・法第三百十六条の二十五等）

**第二百十七条の二十七**　［同上］

２　前項の請求をした者は、速やかに、同項の書面の謄本を相手方又はその弁護人に送付しなければならない。

［新設］

［３　同上］

（証拠標目一覧表の記載事項・法第三百十六条の二十七）

**第二百十七条の二十八**　法第三百十六条の二十七第二項の一覧表には、証拠ごとに、その種類、供述者又は作成者及び作成年月日のほか、同条第一項の規定により証拠の提示を命ずるかどうかの判断のために必要と認める事項を記載しなければならない。

（準用規定）

**第二百十七条の二十九**　期日間整理手続については、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十三までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十第一項、第二百十七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四（見出しを含む。）、第二百十七条の二十五の見出し、第二百十七条の二十六（見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七条